

**「主体的・対話的で深い学びの推進事業」における「学力定着に課題を抱える
学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）」公募要領**

1. 事業名

学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援に関する実践研究（小・中学校）

2. 趣 旨

全国学力・学習状況調査や地域独自の調査等において学力の定着に課題が見られた地域や学校に対し、重点的・包括的な支援を行うことにより、基礎的・基本的な知識・技能の定着や思考力、判断力、表現力等の育成を図り、全国的な学力水準の底上げを図る。

3. 指定期間及び委託契約期間

指定期間は原則として契約締結日から平成32年3月15日までとする。ただし、契約の締結は年度ごとに行うものとし、毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。

なお、平成30年度の事業期間は契約締結日から平成31年3月15日までとする。

4. 公募対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、学校法人（以下、「都道府県教育委員会等」という。）

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 事業の内容

- (1) 本実践研究においては、「2. 趣旨」に基づき、指導方法や指導体制の改善・充実、指導力向上に資する教員研修の改善・充実など、市町村教育委員会等による学力定着に課題が見られた学校に対する学力向上のために必要な指導・助言・支援を行う。
- (2) 推進地域（都道府県教育委員会）及び推進地域・推進地区（指定都市教育委員会又は学校法人）においては、以下のことを行うものとする。
 - ① 地域の実情や全国学力・学習状況調査等の結果における課題に即した「学力向上推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定する。
 - ② 推進地区及び協力校（推進地域・推進地区においては「協力校」のみ）に対して、本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言に加え、推進地区や協力校の取組を支援し、教員の指導力の向上、研究情報の共有化及び研究の成果等の普及を図る。
 - ③ 地域の実情や課題に即した推進計画を策定するとともに、本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言、支援及び本実践研究の成果等の普及を行うため、「学力向上推進協議会」を設ける。なお、学力向上推進協議会は、学校教育関係者のほか、大学関係者、社会教育関係者、保護者、民間企業やNPOなど事業の円滑な実施のために必要な者をもって構成するものとする。
- (3) 推進地区（市町村教育委員会）及び推進地域・推進地区においては、以下のことを行うものと

する。

- ① 推進地域における推進計画等に基づき、教育委員会等としての学力向上支援の在り方に関する具体的な研究課題を設定し、研究課題に応じ、学力定着に課題を抱える児童生徒に対する指導方法・指導体制の工夫や教材の開発（例えば、授業サポートのための人材の派遣・活用、学習支援プログラムの作成など）、指導方法等の改善や普及のための研修プログラムの構築と実施（例えば、校内外の教員研修の改善・充実など）、実践研究の成果を域内の学校で情報共有（例えば、指導事例集の作成、研究発表会の開催など）などに取り組む。その際、研究内容やその成果等を実践的で具体的なものとするため、協力校における取組を十分に取り入れること。
 - ② 協力校に対して、本実践研究の円滑な実施のために必要な指導・助言等を行う。
 - ③ 本実践研究の成果と課題の検証を行う。
 - ④ 成果と課題の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容（意識や学力など）、教師や保護者の変容等を把握する調査（アンケート調査）を行う等、実践研究による児童生徒の変容を定量的なデータを示し、成果をわかりやすく示せるように努めること。
- (4) 協力校においては、「推進地区」及び「推進地域・推進地区」において設定した研究課題について、学校長のリーダーシップの下、以下のような取組（○で例示）を複合的に行い、どのような手立てをとったことが効果があったかを明らかにする。ただし、●のうちいずれかは必ず取り組むこととする。

◎取組例

- 全国学力・学習状況調査や地域独自の調査等の結果を踏まえた授業改善や指導の充実
- 全国学力・学習状況調査の結果と児童生徒の置かれている環境や状況と相関関係についての分析
- 授業改善や指導力向上のための校内研修の実施
- 個に応じた学習（少人数指導、個別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、教師間の協力的な指導など）による指導方法・指導体制の工夫改善
- 効果的・計画的な補充学習の充実（始業前・放課後や長期休業期間等の活用など）
- 言語に関する授業規律や学習規律（書くこと、話すこと、聞くこと等を重視した授業、ノート指導など）の徹底
- 新しいテクノロジーを活用した取組（いわゆる「E d T e c h」）による指導の充実
- 小学校における教員の得意分野を生かした教科担任制の実施
- 学校外の様々な分野の人材や施設・団体等（大学や大学の研究者、教員志望の学生、N P O など）との効果的な連携・協力による指導の充実
- ボランティア等との効果的な連携・協力による学習習慣の定着
- 授業と家庭学習の効果的な関連を図るための家庭学習教材の開発（家庭学習ノートの開発、家庭学習の手引きの作成など）
- 指導の系統性や発達の段階を考慮した小・中連携による指導の充実

7. 事業の実施方法

- (1) 本実践研究の実施を希望する都道府県教育委員会等は、関係する市町村教育委員会と連携・協力の下、様式により「研究実施計画書」（様式1～6）を作成し、提出する。
- (2) 文部科学省は、提出された「研究実施計画書」を審査し、実践研究の実施を都道府県教育委員

会等に委託する。

- (3) 文部科学省は、本実践研究の実施を委託する都道府県教育委員会等を「学力向上実践研究推進地域」（「推進地域」又は「推進地域・推進地区」）として指定する。
- (4) 「推進地域」として指定を受けた都道府県教育委員会は、下記のとおり「学力向上実践研究推進地区」（推進地区）及び「学力向上実践研究協力校」（協力校）を指定することとする。
 - ① 「推進地区」として、推進地域内の市町村教育委員会を1箇所又は複数箇所指定する。
 - ② 「推進地区」内の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）の中から「協力校」を1推進地区当たり、1校以上指定する。
- (5) 「推進地域・推進地区」として指定を受けた指定都市教育委員会及び学校法人は、「推進地域・推進地区」内の小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）の中から「協力校」を1校以上指定する。
- (6) 文部科学省は、推進地域、推進地区及び協力校に対し、本実践研究の実施に必要な指導・助言を行うとともに、本実践研究の成果等の普及を図り、学力向上の取組の充実に資するため、適宜情報提供を行う。
- (7) 本実践研究の実施に当たっては、文部科学省が実施する他の事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。また、推進地域や推進地区において、本実践研究と連携を図ることができる事業がある場合には、当該事業との関連を図り、効果的に実施することが望ましい。その際、事業間の経費の重複に留意することとし、同一の内容の経費が二重に計上されないことがないようにすること。
- (8) 推進地域においては、少人数指導、習熟度別指導等の個に応じた指導に関する実践研究を行う場合には、「少人数指導等の指導方法の工夫改善定数加配」による教員加配の活用等により、実践研究の実施が可能な学校を指定するよう努めるものとする。

8. 委託事業完了報告書等

- (1) 都道府県教育委員会等においては、推進地区及び協力校の作成する書類をとりまとめ、本実践研究の終了時に委託事業完了報告書及び支出を証する書類の写を提出するものとする。
- (2) 委託事業完了報告書等の様式その他必要な事項については、文部科学省から別途連絡する。
- (3) 委託事業完了報告書については、文部科学省においてその集録を編集し、書籍及びインターネットその他の媒体により公表することができるものとする。

9. 書類の提出方法等

(1) 提出書類

企画提案書（「研究実施計画書（様式1～6）」に代える）

※ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを提出すること。

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(3) 提出方法

書類の提出は、以下に示す①電子メール②郵送等③直接持参のうち、①電子メール及び②郵送等又は、①電子メール及び③直接持参のいずれかとする。なお、ファクシミリによる提出は不可

とする。また、②又は③による場合、正本1部は文部科学省において増し刷りの原本として活用するため、片面印刷とし、ホッチキス止めしないものとする。

①電子メール

- ・Word又は一太郎、Excelファイルにて作成した研究実施計画書をファイルに添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「【提出】(機関名)：小中学力定着実践研究実施計画書」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、CD-R (USBメモリは不可) 等記録媒体を郵送するかメールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

②郵送等(郵便、宅配便等)

- ・簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

③直接持参

- ・受付時間：平日10時～18時15分(12時～13時除く)
- ・提出の際は、事前に電話にて以下(4)②「郵送先及び本件担当」まで連絡すること。
- ・持参中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール

kyoiku@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係(宛)

TEL:03-6734-2073

(5) 提出締切

平成30年6月1日(金)

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等及び直接持参の場合、当日18時15分必着

(6) その他

研究実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された研究実施計画書等については、返却しない。

10. 事業期間、事業規模(予算)及び採択件数

事業規模：各年度の計画額の上限は1件あたり1,200千円

ただし、予算状況等によっては各年度の上限金額に変動が生じる可能性がある。

採択件数：予算の範囲内において複数件を採択予定

11. 採択方法

選考委員会（文部科学省内に設置。）において、〔別紙〕に定める審査基準に基づき、書類選考を実施する。

選考終了後、30日以内に全ての提案者に審査結果を通知する。

12. スケジュール

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ①平成30年4月27日 | 公募開始 |
| ②平成30年6月1日 | 申請締切 |
| ③平成30年6月中旬～6月下旬（予定） | 選考・審査 |
| ④平成30年6月下旬以降（予定） | 選考・審査結果の通知 |
| ⑤平成30年7月以降 | 契約締結 |
| ※契約期間は契約締結日から平成31年3月15日までとする | |
| ⑥平成31年3月15日 | 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限 |
| （以下は、平成31年度においても引き続き委託契約した場合） | |
| ⑦平成31年4月以降 | 委託契約の締結 |
| ⑧平成32年2月 | 連絡協議会 |
| ⑨平成32年3月中旬 | 事業完了報告書等の文部科学省への提出期限 |

13. 委託契約締結

選定の結果、契約予定者と研究実施計画書をもとに契約条件を調整するものとする。

なお、契約金額については、研究実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。

また契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

14. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、学校法人のみに適用する。

15. その他

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、本実践研究の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。
- (2) 文部科学省は、本実践研究の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、関係者の参加を得た連絡協議会の開催、推進地区や協力校等への訪問及び指導・助言などを行う。
- (3) 「研究実施計画書」を提出後に、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容の分かる書類を提出すること。
- (4) 研究課題の設定に当たっては、全国学力・学習状況調査等の調査結果を活用するなど定量的なデータを示せるように努めること。
- (5) 実践研究の成果と課題の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容（意識や学力など）、教員

や保護者の意識の変容などの把握のための調査（アンケート調査）を行うなど、経年比較が可能な定量的なデータを示せるよう努めること。

- (6) この要領に定めのない事項で実践研究の実施に必要な事項は、必要に応じ、文部科学省が別に指示する。